

Press Release

茨 城 労 働 局 発 表 平成 27 年 10 月 30 日

【照会先

茨城労働局総務部企画室

室 長 下河邉 英一 労働紛争調整官 座光寺 謙吾 【直通電話】 0 2 9 - 2 2 4 - 6 2 1 2

「いじめ・嫌がらせ」が半期で過去最高 ~平成27年度上半期個別労働紛争解決制度施行状況について~

茨城労働局では、平成13年10月の法施行以来、労働関係について個々の労働者と事業主との間の紛争を円滑に解決するため「個別労働紛争解決制度」を運用しております。このほど、茨城労働局における平成27年度上半期(4月1日~9月30日)の同施行状況を取りまとめましたので公表します。

【 平成27年度上半期の相談、助言・指導、あっせん件数 】

総合労働相談件数

10.301件(前年度同期比 0.04%減)

→うち民事上の個別労働紛争相談件数 2.769件(

同 1.9%減)

·助言 · 指導申出件数

93 件 (同

7.0%減)

・あっせん申請件数

38 件 (

同

25.5%減)

- ※「民事上の個別労働紛争」とは労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との紛争(労働基準法等の違反に係るものを除く。)のことであり、以下「個別労働紛争」と言います。
- ※ 相談件数(個別労働紛争相談件数も含む)については、平成27年9月に発生した関東・東北豪 雨に伴う常総総合相談コーナーの浸水被害に伴い、一部件数が把握できていません。

1. 総合労働相談件数は1万件超えで高止まり

- ・ 総合労働相談件数は、過去最高だった平成20年度上半期(12,602件)からは減少していますが、依然として1万件を超えて、高止まりしています。また、総合労働相談のうち、個別労働紛争に係る相談件数は、2,769件でした(第1図参照)。
- 2. 相談内容は、「いじめ・嫌がらせ」(パワハラを含む)が過去最高
 - ・ 個別労働紛争に係る相談内容の内訳では、「いじめ・嫌がらせ」に関する相談件数が 747 件,となり、半期毎の過去最高となりました。(第2図参照)。

≪職場のパワーハラスメントとは?≫

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・肉体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいう。

※ 上司から部下に行われるものだけではく、先輩・後輩や同僚間などの様々な優位性を背景に行われるものを含む。(平成24年1月 職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキンググループ報告より)

1. 相談受付状況

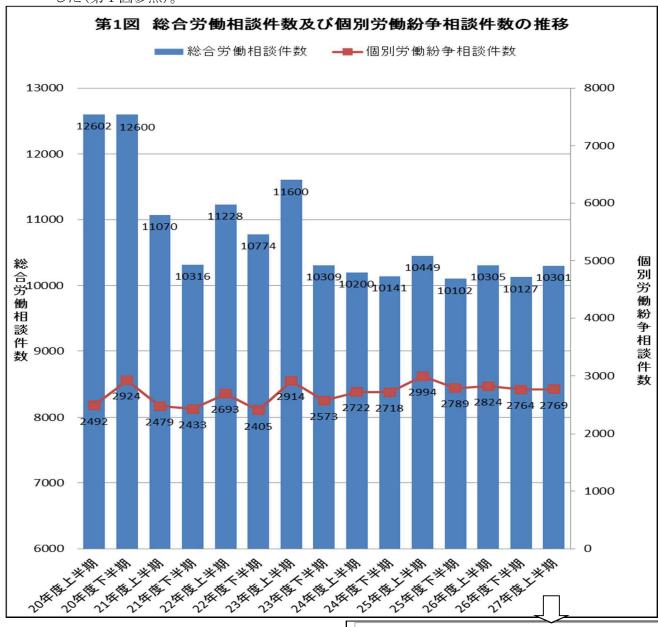
(1) 相談件数の推移

平成27年度上半期に各総合労働相談コーナーへ寄せられた相談件数は、

• 総合労働相談件数

- 10,301件(前年同期 10,305件)
- →うち個別労働紛争に係る相談件数
- 2,769件(前年同期 2,824件)

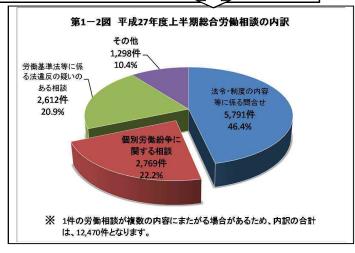
でした。総合労働相談件数については、過去最高だった平成 20 年度上半期(12,602 件)からは減少していますが、依然として 1 万件を超えて推移しており、高止まりしています。このうち個別労働紛争に係る相談件数は前年度同期より 55 件(1.9%)減少し、2,769 件となりました(第1図参照)。



(2) 相談区分の内訳

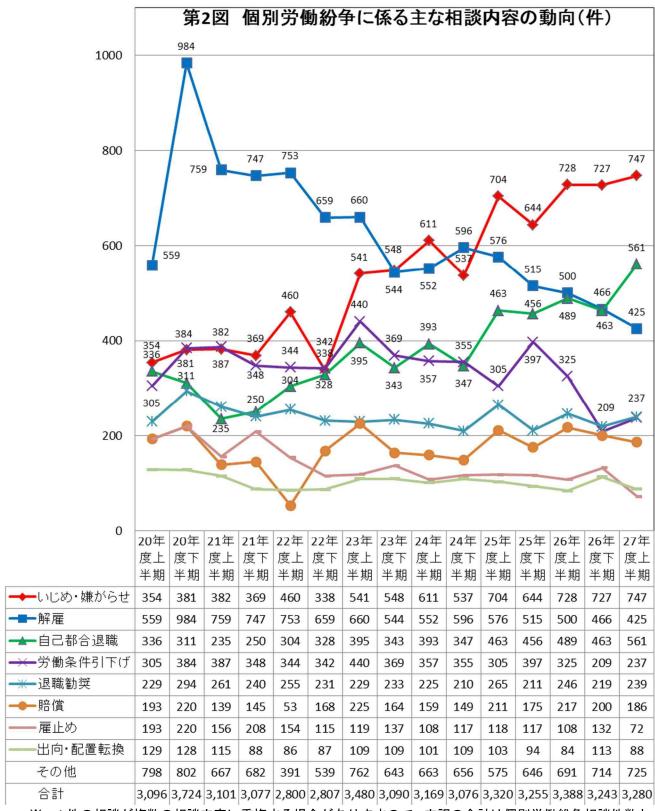
平成27年度上半期の総合労働相談を相談の区分別にみると、「法令・制度の内容等についての問合せ」が最も多く全体の46.4%を占め、次いで「個別労働紛争に関する相談」が22.2%、「労働基準法等に係る法違反の疑いのある相談」が20.9%となっています(第1-2図参照)。

(なお、1件の労働相談が複数の内容にまたがる場合があります。)



(3) 内容別では「いじめ・嫌がらせ」が過去最高

個別労働紛争に係る相談内容の内訳では、「いじめ・嫌がらせ」が前年度同期から 19 件 (2.6%) 増加し、747 件となり半期毎の過去最高を記録しました。一方、解雇については、平成 20 年度下半期をピークに減少しており、平成 27 年度上半期は、前年度同期から 75 件 (15.0%) 減少し、425 件でした (第2図参照)。自己都合退職についても 561 件と前年度同期 72 件 (14.7%) 増加し半期毎過去最高を記録しています。



※ 1件の相談が複数の相談内容に重複する場合がありますので、内訳の合計は個別労働紛争相談件数と 一致しません。

2. 助言・指導及びあっせんの状況

(1) 助言・指導申出件数は93件、あっせん申請件数は38件

個別労働紛争の解決を図るため、

- ①茨城労働局長による助言・指導
- ②茨城労働局長が委任した紛争調整委員会によるあっせん

を運用しており、これらの平成27年度上半期の運用状況は、

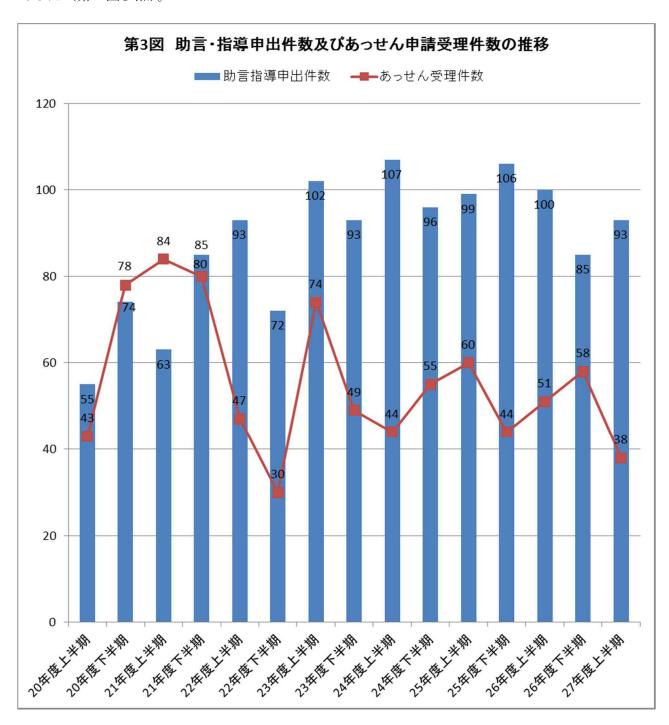
·助言 · 指導申出件数

93 件

・あっせん申請件数

38 件

でした(第3図参照)。



(2) 助言・指導について

① 申出内容の内訳

平成27年度上半期の助言・指導申出内容の内訳は、「いじめ・嫌がらせ」が20件(17.4%)、「解雇」がそれぞれ14件(12.2%)と続き「自己都合退職」が9件(7.8%)、「労働条件引下げ」が6件(5.2%)、「その他労働条件」が25件(21.7%)となりました(第4図参照)。

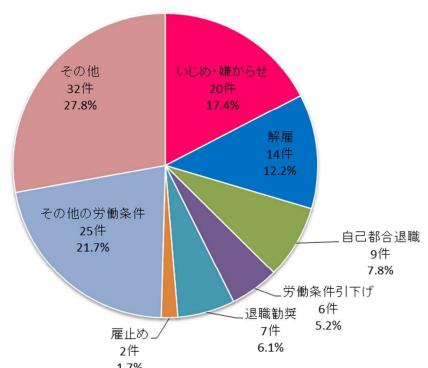
② 解決状況

助言・指導による解決状況は、解決が49件(52.7.%)、一定の改善ありが19件(20.4%)、 未解決が25件(26.9%)となりました(第5図参照)。

③ 処理期間

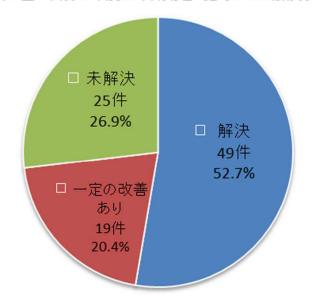
助言・指導の申出を受けた93件については、全件について申出受付から10日以内に助言・指導を実施しています。

第4図 平成27年度上半期助言・指導申出内容の内訳



*1件の申出が複数の内容にまたがる事業があるため、内容別件数の合計は115件となります。

第5図 平成27年度上半期助言・指導による解決状況



(3) あっせんについて

① 申請内容の内訳

平成 27 年度上半期のあっせん申請内容の内訳は、「いじめ・嫌がらせ」が 10 件(25.0%) で最も多く、次いで「労働条件引下げ」が 8 件(20.0%)となっており、次いで「解雇」「自己都合退職」「雇止め」が 5 件(12.5%)となりました(第6 図参照)。

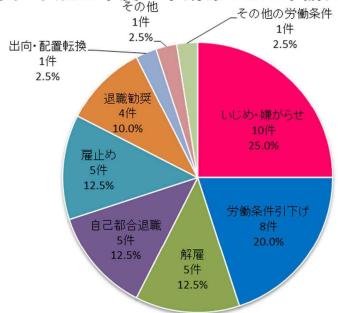
② 手続の終了区分

平成 27 年度上半期にあっせんの手続を終了した件数は 46 件ですが、そのうち「あっせんで合意成立」が 16 件 (34.8%)、あっせんを開催したものの合意に至らなかった「打切り (不調)」が 15 件 (32.6%)、紛争当事者の一方があっせんに不参加であった「打切り (不参加)」が 13 件 (28.3%)、でした。また、あっせんを開催した場合の合意率は、53.5%でした(第 7 図参照)。

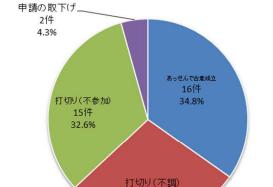
③ 処理期間

平成27年度上半期にあっせん手続を終了した46件のうち、1ヵ月以内に処理を終了した ものが13件(28.3%)、2ヵ月以内が26件(56.5%)で、全体の84.8%が2ヵ月以内に手続 を終了しています(第8図参照)。

第6図 平成27年度上半期あっせん申請内容の内訳

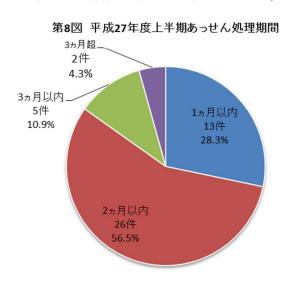


※1件の申請が複数の内容にまたがる事案があるため、内容別件数の合計は40件となります。



13件 28.3%

第7図 平成27年度上半期あっせん手続の終了区分



※平成27年度上半期に手続きを終えたものの合計は46件となり、受理件数とは一致しません。